

## 資料2 「伊方地域の緊急時対応」の改定について

## 1. 改定の目的

「伊方地域の緊急時対応」は、平成27年8月に開催された伊方地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同年10月に原子力防災会議において了承された。また、平成27年11月の国の原子力総合防災訓練の実施を通して得られた教訓等を踏まえ、平成28年7月に改定を行っている。

その後、緊急時対応の実効性の向上を図るため、平成28年9月並びに11月、平成29年11月及び平成30年10月に愛媛県原子力防災訓練が実施されている。

今般の「伊方地域の緊急時対応」の改定は、これまでの訓練の検証結果等を踏まえ、緊急時対応の一層の具体化・充実化を図るために行うもの。

## 2. 改定のポイント

## 〈改善①〉 ドローンを活用した情報収集体制の強化

## ドローンによる避難道路等の被災状況の把握

- 対応方針
- PAZ及び予防避難エリアにおける住民避難に必要な避難道路等の被災状況を迅速かつ効率的に把握できるよう、ドローンの自律飛行による避難道路等の情報収集体制を構築

## 〈改善②〉 大分県への避難に係る連携体制の強化

## 海路避難時の避難先となる大分県との情報共有システムの整備

- 対応方針
- 予防避難エリアの住民の海路避難の候補先である大分県と、愛媛県の住民避難に係る情報共有が円滑に行えるよう、TV会議システムや映像伝送システムを整備

## 〈改善③〉 予防避難エリアにおける対応の充実化(ケース3:海路避難、空路避難)

## ケース3における避難経路等の明確化

- 対応方針
- 予防避難エリアにおいて、放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であって港湾が使用可能・船舶が利用できる場合には海路避難を実施し、またヘリコプターによる避難が可能な場合には空路避難を併用するが、この場合における避難経路や避難先、避難手段を明確化

## 〈改善④〉 自然災害時における防護措置の具体化

## 台風時などにおける対応

## 警報等発表時には無理に避難せず屋内退避を優先

- 対応方針
- 気象庁から暴風警報が発表されている場合等は、原子力災害に対する避難行動よりも、人命の安全確保を最優先とし、屋内退避を実施
  - 天候が回復するなど、安全が確保できた場合には避難等を実施

## 地震時などにおける対応

## 家屋等にて屋内退避ができない住民等の対応策の具体化

- 対応方針
- 地震による家屋の倒壊等により、家屋等での屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点からUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難

## 〈その他主な改善〉

## ○臨時災害放送局による住民への情報伝達体制の強化

- 臨時災害放送局(FM放送)を開局し、自家用車等により避難中の住民に避難指示の内容等の情報を提供

## ○原子力災害時における医療体制の強化

- 原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関の指定等による医療体制の強化

## ○安定ヨウ素剤の配備等の充実

- 乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄・配布及び国における安定ヨウ素剤の備蓄

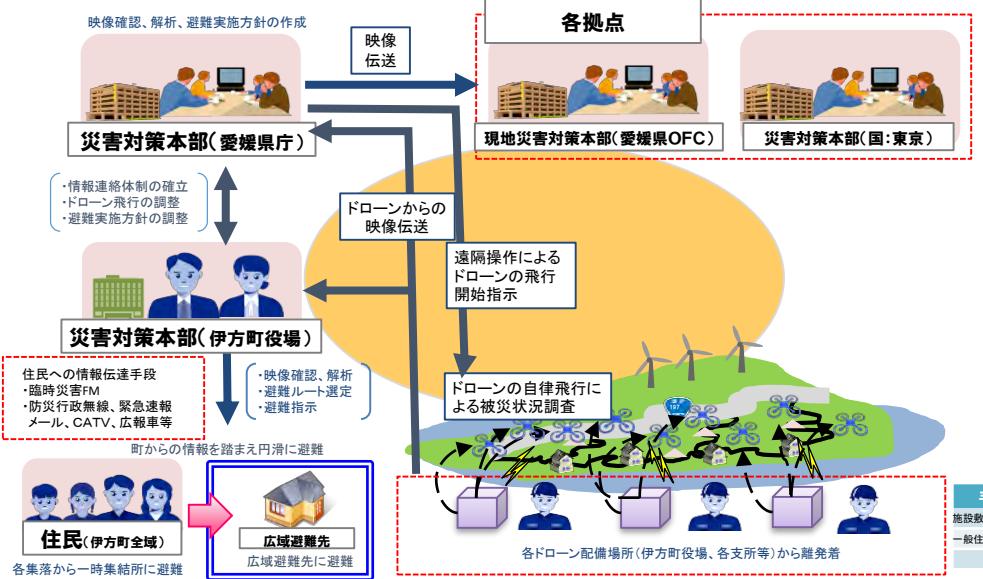
## 〈その他の改定〉

## ○冷却告示の対象である1号機に係る対応の明確化

- 1号機に係る原子力災害対策重点区域は、PAZなし、UPZ概ね5km圏内
- 1号機に係るUPZ内住民の一時移転等の対応の明確化

# (参考) 「伊方地域の緊急時対応」の改定ポイント

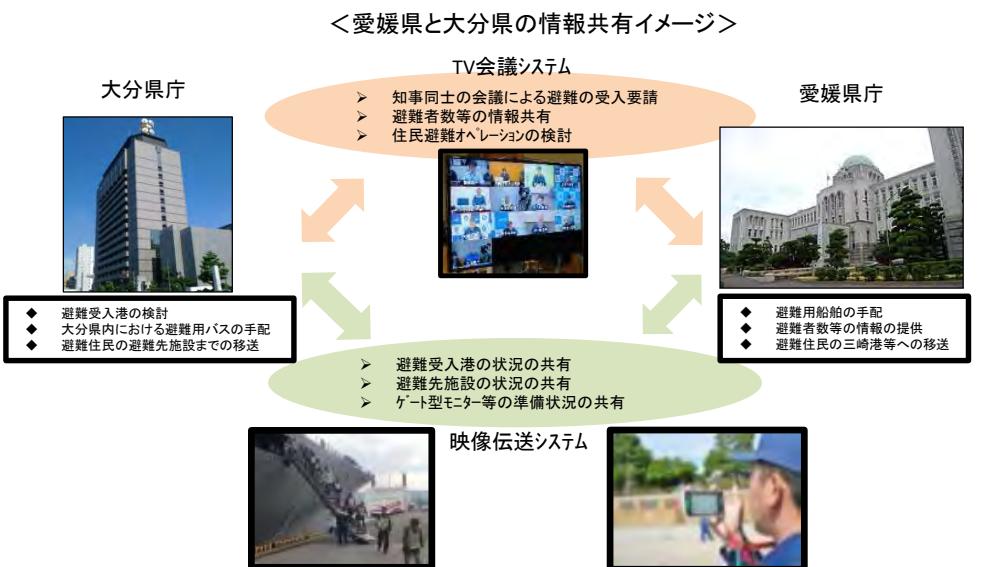
## 改善① ドローンを活用した情報収集体制の強化



## 改善③ 予防避難エリアにおける対応の充実化(ケース3:海路避難、空路避難)



## 改善② 大分県への避難に係る連携体制の強化



## 改善④ 自然災害時における防護措置の具体化

【台風時などにおける対応の例】

- 台風等により気象庁から暴風警報が発表される等、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先し、例えば、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。
- 天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び愛媛県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

<(PAZの例) 全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例> (外出をすることで命に危険が及ぶ場合)

